

# 障がい福祉サービスの全体像について



R4.10.7 Happinesskids



合同会社サクスシェア  
相談支援専門員 田中 聡



## 【計画相談支援】



相談の基本的な流れ



## サンクスシェア ファイル

**福岡市から手紙が届きました**      **生活の中で困ったことがあります**

福祉に関すること	生活に関すること
<ul style="list-style-type: none"><li>・受給者証に関すること(⑥・⑨参照)</li><li>・障がい者手帳に関すること</li><li>・自立支援医療に関すること</li><li>・介護保険に関すること</li><li>・その他</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・体調の悩み</li><li>・金銭面の悩み</li><li>・家族に関すること</li><li>・学校に関すること</li><li>・仕事に関すること</li><li>・介護に関すること</li><li>・事業所での悩み</li><li>・生活への不安</li><li>・子育てに関すること</li><li>・療育に関すること</li><li>・住まいに関すること</li><li>等</li></ul>

いつでもお電話ください!  
固定電話:092-231-9253

田中携帯:090-8624-8882   松本携帯:080-9102-8883  
高倉携帯:080-3907-8884

どのような電話にも心を込めて対応します! 

<https://smappon.jp/yra3m14h> QRコードはこちら→

- 1 表紙
- 2 福祉サービス申請～利用手続き（新規者編）
- 3 福祉サービス申請～利用手続き（契約者編）
- 4 用語解説（アセスメント・サービス等利用計画編）
- 5 用語解説（受給者証・担当者会議編）
- 6 用語解説（モニタリング・障がい支援区分編）
- 7 解説（計画相談編）
- 8 解説（基本相談・計画相談編）
- 9 用語解説（相談支援専門員編）
- 10 解説（特定事業所加算編）
- 11 更新&モニタリングカレンダー

人と企業をつなぐサポート  
**5 FIVE TAG**  
company, limited

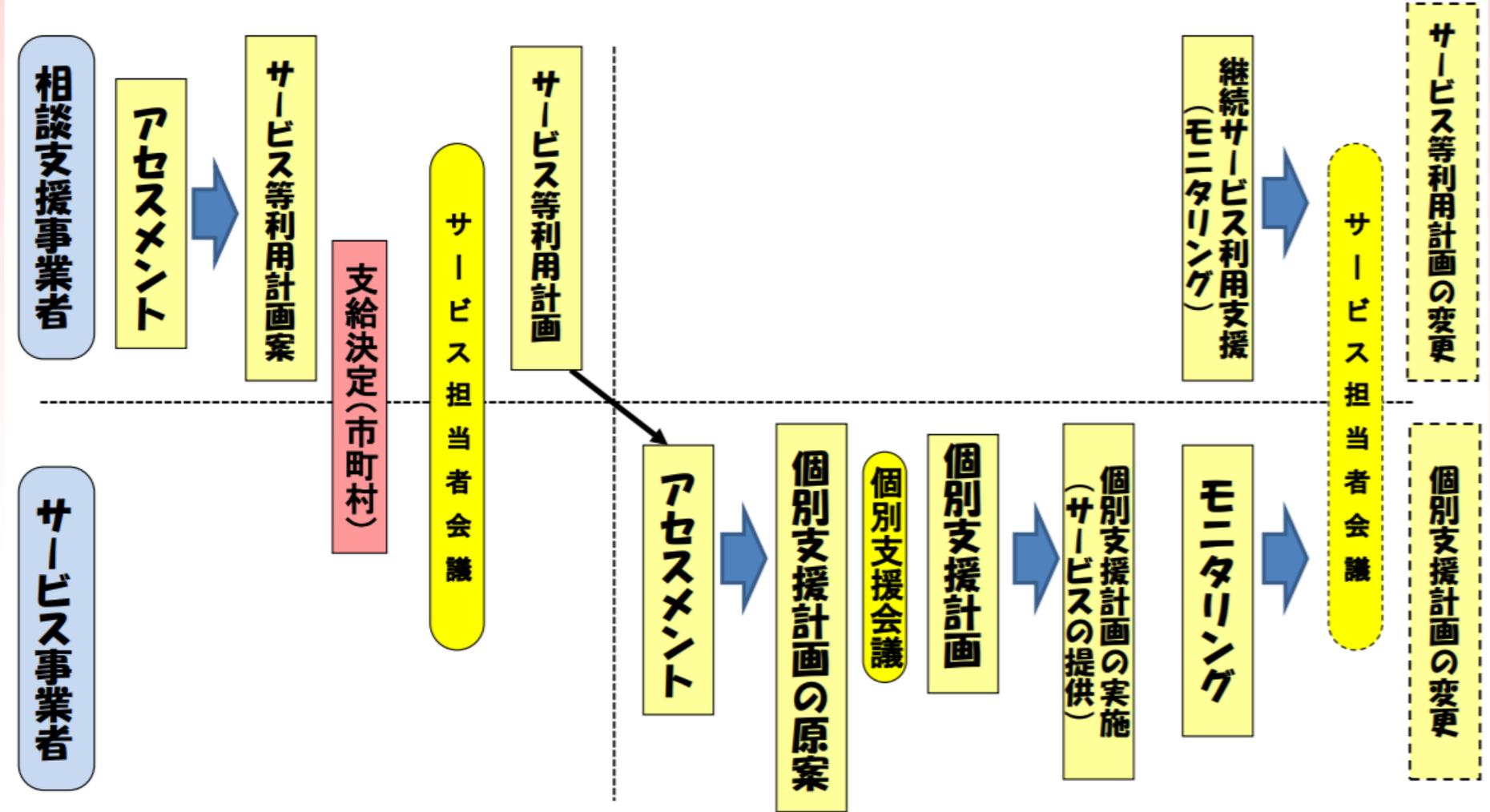
デザイン作成依頼先:

# 計画相談支援

## どうやってつながるの？

- ① 相談支援事業所を探す
- ② 相談員を決める
- ③ 面会日時を決める

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係



## 計画相談支援

**障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、全般的な相談支援を行う**

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う。

## 相談支援専門員ってどんな人？

実務経験（※）

+

相談支援従事者初任者研修  
(初年度)



相談支援専門員

+

相談支援従事者現任研修  
(5年に1度)

※障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援・介護等の業務における実務経験（3～10年）

## 〇〇しやすくする人

生活 仕事 暮らし 学び 余暇 人間関係…

障がい児者やその家族の方々が、  
さまざまなサービスを利用しながら、  
地域の中でその人らしい暮らしを続けていくために、  
あらゆる相談を受け止め、常に本人の立場に立って、

- ・「望んでいることは何か」
- ・「何を支援すればよいか」
- ・「支援をするときに地域の社会資源はどんな状況か」

など、さまざまな視点をもって、本人を中心に、家族、支援者、行政  
等とネットワークを構築しながら行う支援です。

## 【① 基本相談支援】

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各施設への助言、指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介など

## 【② 計画相談支援】

- ・サービス等利用計画の作成
- ・サービス等利用計画の見直し（モニタリング）

# 計画相談支援

- ・ 本人や家族だけでなんでもやらなくちゃならない
- ・ それぞれの関係機関と、一つ一つつながりをつくらなくちゃならない
- ・ 専門的なことがよくわからない
- ・ 本人や家族だけで連携するチームをつくらなくちゃならない
- ・ 相談するところがよくわからなくて悩みを抱えてしまう
- ・ 人が変わると対応ががらっと変わってしまっって戸惑う

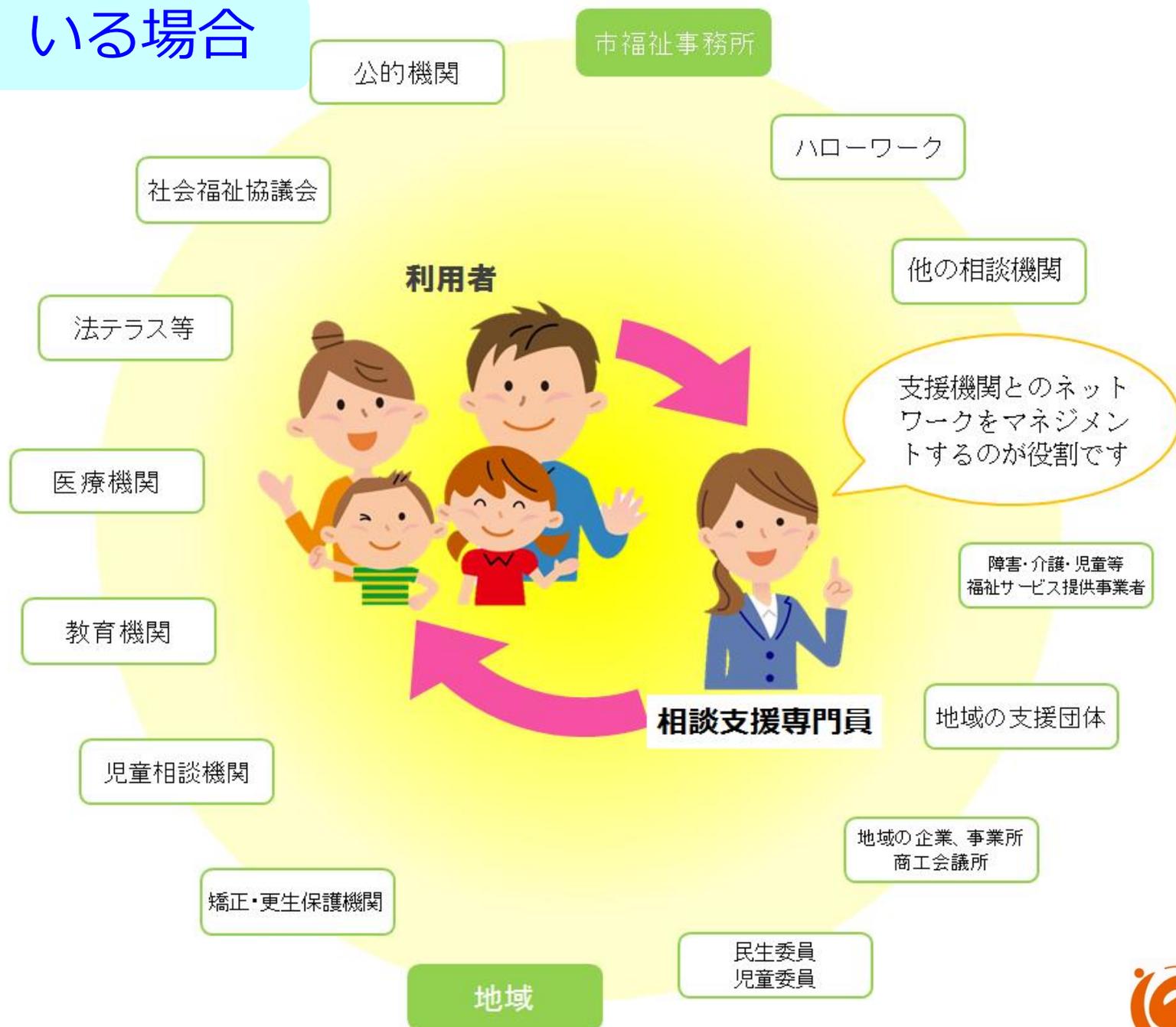
## いない場合



# 計画相談支援

- ・ 本人や家族で対応が難しい部分を代行してくれる
- ・ 専門家との橋渡しをしてくれる
- ・ 専門的な情報提供を頼むことができる
- ・ 関係機関のチーム作りをしてくれる
- ・ 長い期間に渡って人生に寄り沿ってくれる
- ・ 困ったことについていつでも相談しやすい
- ・ 支援の方向性について、関係機関と共有できる

## いる場合



## 【生がい児・障がい者のくらし】



福祉サービス等の利用

# 子どもの主な進路選択肢

## 学校

特別支援  
学校  
幼稚部

特別支援学校小学部

特別支援学校中学部

特別支援学校高等部

小・特別支援学級（在籍）

中・特別支援学級（在籍）

通信制高等学校

専門学校

保育園

小・特別支援学級（通級）

中・特別支援学級（通級）

定時性高等学校

幼稚園

小・普通学級

中 普通学級

普通高等学校

大学

0

6

12

15

18

児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

一般就労

一般就労（障がい者雇用）

就労継続支援A型

就労継続支援B型

生活介護

## 福祉サービス

## 進路の選択肢を考える

## 学校の選択（小中）

学校	解説	留意点
普通学校 （通級による指導）	全日制高等学校受験可能	
特別支援学級 （在籍）	高校受験時内申書の点数なし	あとから通常学級にもどることは難しいことが多い
特別支援学校	療育手帳等の取得が必須になつ傾向あり（入学者増のため）	

学校	解説	留意点
普通高等学校	高等学校卒業資格あり	
通信制高等学校	入学は中学1年の学力必要 高等学校卒業資格あり 独自のカリキュラム	費用5万円/月程度
特別支援学校 (高等部)	高等学校卒業資格なし	一般企業就職 4人に一人

## 進路の選択肢を考える

## 福祉サービスの選択

福祉サービス等	解説	留意点
一般就労	障がいを公表せずに就労	障がいがない人との区別なし
一般就労（障がい者雇用）	障がい者雇用枠で採用	ジョブサポート制度
就労継続支援A型	福祉サービス（会社と契約関係）	最低賃金の保障 一日4h～5h 月7.4万円～9.3万円
就労継続支援B型	福祉サービス（工賃）	最低3000円～3万円 一般就労の可能性あり
生活介護	日常的に介護が必要な 日中の居場所（工賃）	数千円 就労困難

### 児童福祉法に基づくサービス

---

- ▶ [助産施設](#)
- ▶ [乳児院](#)
- ▶ [保育所](#)
  
- ▶ [障害児相談支援](#)
- ▶ [児童発達支援センター](#)
- ▶ [保育所等訪問支援](#)
  
- ▶ [児童自立支援施設](#)
- ▶ [児童家庭支援センター](#)
  
- ▶ [小規模保育事業](#)
- ▶ [家庭的保育事業](#)
- ▶ [居宅訪問型保育事業](#)
  
- ▶ [母子生活支援施設](#)
- ▶ [児童養護施設](#)
- ▶ [児童心理治療施設](#)
  
- ▶ [障害児入所施設](#)
- ▶ [放課後等デイサービス](#)
  
- ▶ [児童館](#)
  
- ▶ [事業所内保育事業](#)
- ▶ [小規模住居型児童養育事業](#)

### 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に基づくサービス

---

- ▶ [認定こども園](#)

### サービス一覧

#### 在宅生活を支援するサービス

- ▶ [居宅介護（ホームヘルプ）](#)
- ▶ [重度障害者等包括支援](#)
- ▶ [重度訪問介護](#)
- ▶ [短期入所（ショートステイ）](#)

#### 外出を支援するサービス

- ▶ [行動援護](#)
- ▶ [同行援護](#)

#### 昼間の生活を支援するサービス

- ▶ [療養介護](#)
- ▶ [生活介護](#)

#### 住まいの場としてのサービス

- ▶ [共同生活介護（ケアホーム）※](#)
- ▶ [共同生活援助（グループホーム）](#)

#### 訓練のためのサービス

- ▶ [自立訓練（機能訓練）](#)
- ▶ [宿泊型自立訓練](#)
- ▶ [就労継続支援A型（雇用型）](#)
- ▶ [自立訓練（生活訓練）](#)
- ▶ [就労移行支援](#)
- ▶ [就労継続支援B型（非雇用型）](#)

#### 相談支援に関するサービス

- ▶ [地域移行支援](#)
- ▶ [サービス利用支援](#)
- ▶ [地域定着支援](#)
- ▶ [継続サービス利用支援](#)

#### 自立支援医療

#### 地域生活支援事業

#### 補装具

### 9. 手当・年金

- (1) 特別児童扶養手当
- (2) 障害児福祉手当
- (3) 特別障害者手当
- (4) 障害者基礎年金

### 10. 税金の控除・減免

- (1) 所得税・市県民税の控除
- (2) 自動車税・自動車取得税  
軽自動車税の減免

### 12. 情報に関すること

- (1) NHK受信料の免除
- (2) 携帯電話の割引サービス

### 11. 交通割引制度

- (1) 鉄道運賃の割引
- (2) バス運賃の割引
- (3) タクシー運賃の割引
- (4) 有料道路通行料金の割引
- (5) 航空旅客運賃の割引

## 【介護保険・障がい福祉の違い・連携】



福祉サービス等の利用

表1：介護保険法と障害者総合支援法の比較

	介護保険法 (高齢者介護サービス)	障害者総合支援法 (障害者福祉サービス)
サービス対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護状態の65歳以上高齢者</li> <li>40歳以上65歳未満の特定疾病患者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として65歳未満の障害者</li> </ul>
財源調達方法	保険料50% 税金50% (社会保険方式)	税金100% (社会扶助方式、税方式)
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅</li> <li>施設</li> <li>居宅介護支援</li> <li>地域密着 (注1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援給付</li> <li>地域生活支援事業 (注3)</li> </ul>
自己負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として1割負担する応益負担 (注2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得に応じて負担する応能負担</li> </ul>
制度を現場で運営する主体	市町村	市町村
給付内容を決定、調整する専門職	ケアマネジャー (介護支援専門員)	相談支援専門員

出典：厚生労働省資料を基に作成  
 注1：軽度な要支援者の場合、給付内容は異なる。  
 注2：現役世代並みの高所得者は2～3割負担。  
 注3：地域特性に応じて柔軟に実施する。

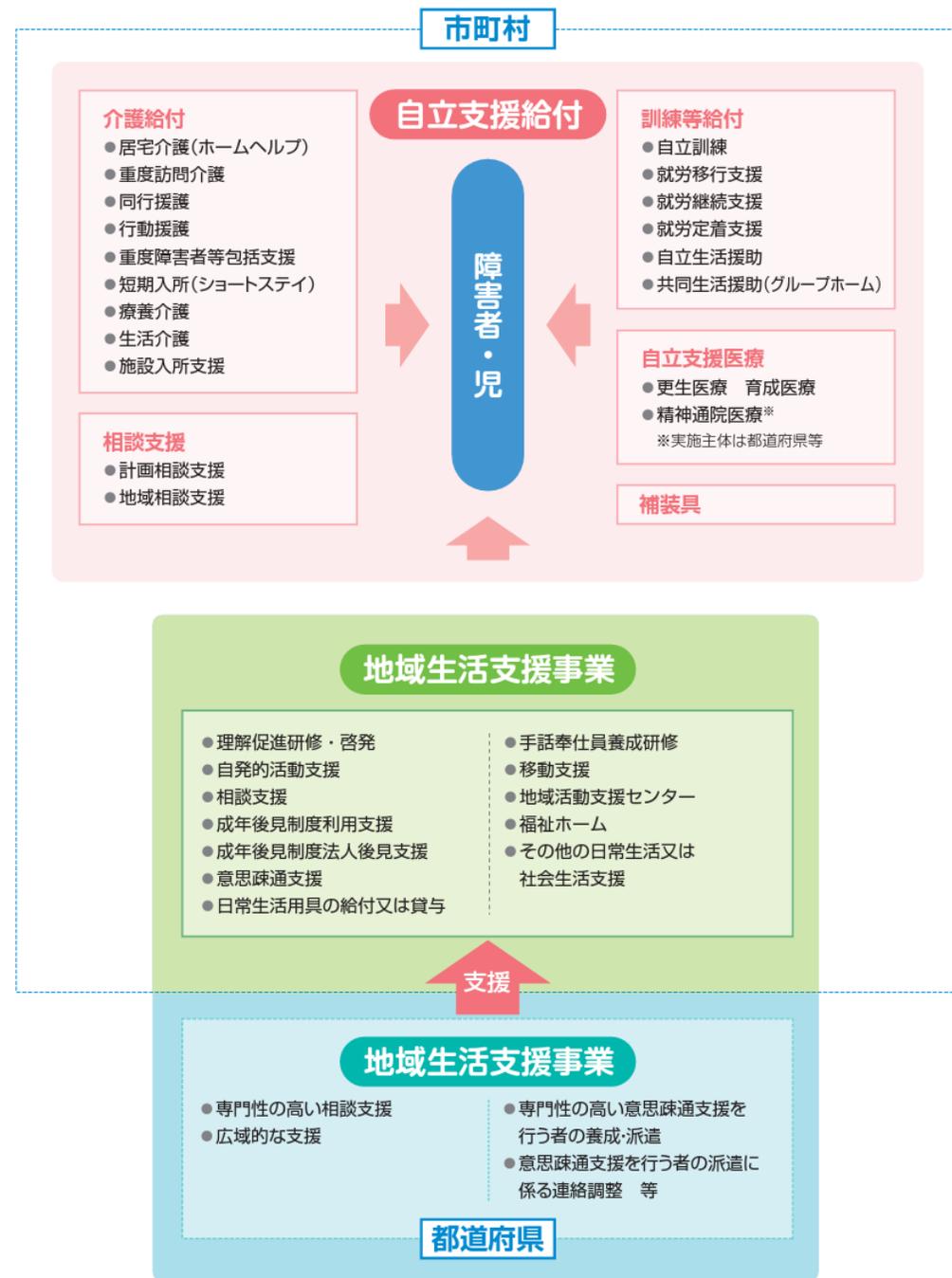
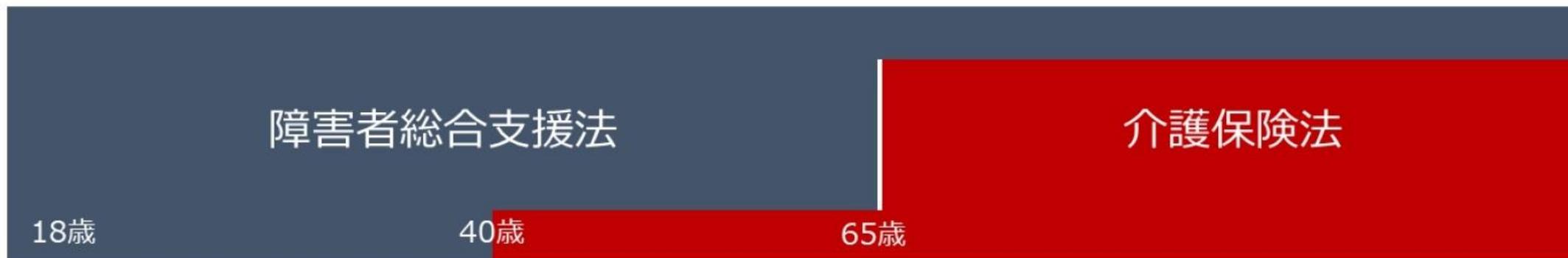


表2：障害者総合支援法のうち自立支援給付サービスの内容

サービスの名称	サービスの主な内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ） 自宅における入浴や排せつ、食事などの介助、部屋の掃除や洗濯、通院介助などを実施。
	重度訪問介護 重度の障害で常に介助が必要な人に対し、居宅介護の支援に加えて、見守りや外出支援を含めた長時間にわたる支援を実施。
	同行援護 視覚障害で移動に支援が必要な人に対し、外出に同行して移動支援や移動先での代筆・代読・代行などを実施。
	行動援護 知的障害や精神障害を理由に行動が困難であり、常時介護が必要な人に対し、行動時の必要な介助や外出時の移動支援などを実施。
	重度障害者等包括支援 介護の必要性が非常に高い人に対し、居宅介護などの障害者福祉サービスを包括的に組み合わせて支援を実施。
	短期入所（ショートステイ） 自宅で介護を行う人が病気などの場合、あるいは休息を必要とする場合、障害者に短期間、施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの介助を実施。
	療養介護 医療と常時介護を必要とする人に対し、医療機関に入所することで、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活支援などを実施。
	生活介護 常に介護が必要な人に対し、施設で入浴や排せつ、食事介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供。
	施設入所支援 自宅での生活が難しい人に対し、入所して生活する施設で入浴や排せつ、食事の介護などを実施。
訓練等給付	就労移行支援 一般企業などで働くことを希望する人に対し、就労に必要な訓練や相談支援を一定期間実施。
	自立訓練（機能訓練・生活訓練） 地域で生活するため、必要な身体のリハビリテーション訓練、身の回りのことができるようにするための訓練などを実施。
	就労継続支援 一般企業などで働くことが難しい人が支援を受けつつ働き、就労に必要な知識習得、能力向上のための訓練などを実施。
	共同生活援助（グループホーム） 共同生活を行う住居で、入浴や排せつ、食事介護など日常生活に必要な支援を実施。
	就労定着支援 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用し、一般就労した人に対して相談支援を実施。
	自立生活援助 単身などで居宅生活を御こくる人が地域でも生活を継続できるよう、定期的に訪問するなど日常生活の相談支援を実施。

出典：厚生労働省資料などを基に作成

図1：年齢で区切られた介護保険法と障害者総合支援法の対象者のイメージ



出典：各種資料を基に筆者作成

注1：障害児サービスは児童福祉法で一元的に実施されている。

注2：65歳以上障害者が受けられる障害者総合支援法の給付はサービスの種類や支給量で異なる。

○介護保険サービスに障害福祉サービスに相当するサービスがある場合は介護保険優先が基本となります。ただし、一律に適用するものではなく、障害福祉サービスを利用できる場合もあります。

両制度に共通するサービス例

	介護保険サービス	障害福祉サービス
両制度に共通のサービス例	訪問介護	居宅介護・重度訪問介護
	通所介護	生活介護
	短期入所生活介護	短期入所
	福祉用具・住宅改修	補装具費・日常生活用具の一部

○介護保険サービスに相当するサービスがない、障害福祉サービス固有のサービスについては利用が認められています。

例) 同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、補装具費・日常生活用具の一部

○次の1～3のように介護保険サービスのみでは十分な支援を受けることができないと判断した場合には、障害福祉サービスの利用ができます。

1. 在宅の障害者で、障害福祉サービスについて市町村が適当と認める支給量が、介護保険サービスにおける区分支給限度基準額の制約から、介護保険給付のみによって確保することができない場合
2. 利用可能な介護保険サービス事業所・施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、介護保険サービスの利用が困難と市町村が認める場合
3. 介護保険の要介護認定結果が非該当になるなど、介護保険サービスを利用できないときで、障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合